

高槻市総合センター他 9 1 施設の電力調達に係る制限付き一般競争入札に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。	株式会社エネット（東京都港区芝公園2丁目6番3号）です。
2	各施設の現在の計量日は仕様書別紙「施設一覧表」の通りでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますが ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
4	1日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となり ますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
5	各施設について、自動検針装置はついてますか。	全施設に自動検針装置が設置されています。
6	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力 (kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
7	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札参加申し込み受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札参加 資格承認書とともに日付記載済みの入札書を送付します。 また、本市ホームページで公開している入札書にも日付は記載済みです。 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/32579.html
8	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか (力率割引を考慮する)	力率調整については、力率の想定値100%とし、仕様書に示す基本料金の算定 式に当てはめ、0.85とします。なお、積算内訳書に記載されている数値の変更 はできません。
9	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どち らになりますでしょうか。	基本料金及び電力量料金の入札単価は税込で積算してください。

No.	質問	回答
10	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）</p>	<p>A・Bについては、積算内訳書下部に記載しているとおり、掛け放しとしてください。端数処理を行わない状態で計算し、合計金額において端数処理（各月単位で小数点以下切捨て）を行ってください。</p> <p>また、積算内訳書下部に記載しているとおり、燃料費調整額、市場価格調整額再生可能エネルギー賦課金については、合計金額に含まないでください。</p>
11	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	税抜金額を記載する箇所はございませんが、問題ありません。
12	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。
13	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。
14	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
15	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
16	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
17	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。

No.	質問	回答
18	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	施設別、もしくは、本市が指定するグループごとに請求書を発行してください。 また、紙請求書の場合、送付先については指定させていただきます。
19	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。
20	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をいう。）が発注者の契約種別と同じ契約種別において定めるその時々々の燃料費調整単価と同額とします。 旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。
21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
22	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	原則として契約単価の変更は不可としますが、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃等、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
23	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更予定はありません。

No.	質問	回答
24	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
25	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2026年1月 〇〇kW	「1.高槻市総合センター」 契約電力：830kW 最大需要電力実績：2025年8月 729kW
26	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	「1.高槻市総合センター」における、現在の契約電力と仕様書記載の契約電力はともに830kWであり、相違はありません。
27	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	全ての施設で切り替えたことがあります。
28	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	問題ありません。
29	非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い（どちらでも可）」という認識でお間違いないでしょうか。	再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりです。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定） ②非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT 非化石証書及びトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット
30	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値発行に関して、供給期間が終了する日までに送付することはできませんがよろしいでしょうか。	書面の提出時期については、協議させていただきます。
31	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値の代わりに、特定電源割当証明書の暫定値（確約する値ではございません）であれば供給期間終了後1ヶ月前後で送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	書面の提出時期については、協議させていただきます。

No.	質問	回答
32	<p>再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>例) 契約期間：2026年4月～2027年3月 → 2027年8月以降に1年分発行 契約期間：2025年11月～2026年10月 → 2026年8月以降に5カ月分（2025年11月～2026年3月分） 2027年8月以降に7カ月分（2026年4月～2026年10月分）</p>	<p>書面の提出時期については、協議させていただきます。</p>
33	<p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
34	<p>30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
35	<p>当該同意書をご提出いただくことにより、広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。こちらも問題ございませんでしょうか。（落札後の対応）</p>	<p>問題ありません。</p>
36	<p>入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。</p>	<p>入札保証金については、入札要綱「6.入札（1）入札保証金」に記載しているとおり、免除とします。</p> <p>契約保証金の免除について、契約履行証明書の提出は求めていません。</p>

No.	質問	回答
37	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	<p>入札保証金については、入札要綱「6.入札（１）入札保証金」に記載しているとおり、免除とします。</p> <p>契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。なお、(1)履行保証保険契約については、電力調達に係る契約の締結までに、履行保証保険契約を締結し、証書の原本を提出ください。免除可否については、落札者が決定後に確認させていただきます。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
38	施設において建築・増築にかかる移転はございますでしょうか。	現在、当該事案を予定している施設はありません。
39	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。	現時点で特に予定はありません。
40	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
41	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	<p>本市ホームページにて、参加者及び応札価格（総価のみ）を含めた開札結果を公表します。また、落札者のみ開札当日速やかに落札を決定した旨を通知します。</p> <p>開札当日に電話で確認いただくことは可能ですが、お答えできるのは落札者名及び落札金額のみとなります。その他の情報については、ホームページにて公開する予定ですので、そちらをご参照ください。</p>
42	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	問題ありません。
43	「入札立会人通知書」を受領した場合、立ち会いは必須でしょうか。	原則として入札立会人を辞退することはできません。

No.	質問	回答
44	「入札書」と「積算内訳書」は割印をする必要はございませんか。必要な場合、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	割印の必要はありません。
45	契約書は需要家様のフォーマットでしょうか、弊社様式でしょうか。 また、需要家様様式の場合には、先んじて拝見させていただくことは可能でしょうか。 その際には契約書（案）の内容について追記や修正などの協議に応じていただけますでしょうか。	契約書は契約相手方と協議の上、作成します。 参考として、昨年度の契約書を別紙のとおり公開いたします。
46	請求書および受電月報（30分データ）の提供方法について、弊社ではWEBによる電子提供を基本としておりますが、当該方法での運用が可能かについても併せてご教示ください。	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。受電月報については問題ありません。
47	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
48	SW切り替えの際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	株式会社エネット（東京都港区芝公園2丁目6番3号）です。
49	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	現時点で特に予定はありません。
50	仕様書 2 供給仕様（9）支払方法②に、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲が求めた際に書面（様式自由）で提出すること。とございますが、ご提出するタイミングはいつでしょうか。 なお、特定電源割当証明書の提出時期につきまして、非化石証書を用いる関係で1ヵ月～5ヵ月時間をいただきますので、ご了承いただけますようお願いいたします。	書面の提出時期については、協議させていただきます。

No.	質問	回答
51	<p>入札価格の算定にあたっては燃料費等調整額を考慮しないものとされていますが、実務上の契約において、燃料費等調整額を請求しない料金プランの取扱いは可能でしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
52	<p>実務上の契約において、燃料費等調整額を適用する料金プランの場合、入札単価算出に用いた現行の算定諸元が契約期間満了まで適用される認識で相違ないかご教示ください。 ※算定諸元とは、燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式を指し、燃料費等調整額そのものを固定するものではありません。</p>	<p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をいう。）が発注者の契約種別と同じ契約種別において定めるその時々々の燃料費調整単価と同額とします。旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。 市場価格調整額についても同様です。</p>
53	<p>契約締結時に使用する契約書(案)について、ご指定のフォーマットがございましたら事前に確認することは可能でしょうか。</p>	<p>契約書は契約相手方と協議の上、作成します。 参考として、昨年度の契約書を別紙のとおり公開いたします。</p>
54	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記またはご変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>支払期日については原則として仕様書に記載のとおりですが、あらかじめ定めた日によっては協議させていただきます。</p>
55	<p>料金の支払につきまして、万が一期日までにお支払いをいただけなかった場合は、弊社供給条件により延滞利息が発生します。「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記またはご変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の内容については、落札決定後に協議させていただきます。</p>

No.	質問	回答
56	「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。ご了承いただけますでしょうか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
57	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。	供給条件及び料金表については、問題ありません。契約書の内容については、落札決定後に協議させていただきます。
58	弊社が落札させていただいた場合、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を、別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。(ご指示がありましたら契約書のひな型をお送りいたします。)	契約締結にあたっては、契約書の記載内容をはじめ、添付文書等について双方協議することとします。
59	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は、電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 (尚、弊社が電気料金請求の際に、請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます。)	積算内訳書に記載の内容と齟齬がなければ問題ありませんが、内容を確認の上、協議させていただきます。
60	再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料につきまして、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明するための資料も、年1回(供給終了後6月下旬頃)に提出、最終月分については翌年の6月下旬頃に提出させていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。(非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております。)	書面の提出時期については、協議させていただきます。
61	所定の積算内訳書について、電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載する必要がありますので、いただいている積算内訳書を一部編集させていただくか、任意様式での提出は可能でしょうか。 不可の場合、入札時には環境価値料金単価を電力量料金単価に足しこんだ状態で応札させていただきます。その際は、契約書に記載する単価と請求時の単価は積算内訳書とは異なり、2種類の単価に分かれた状態で記載されます。ご了承いただけますでしょうか。	環境価値料金単価を含めた積算内訳書(様式第2号-2)を別紙のとおり掲載します。 既存の積算内訳書(様式第2号)か、環境価値料金単価を含めた積算内訳書(様式第2号-2)のいずれかをご使用ください。

No.	質問	回答
62	<p>「契約保証金」の免除を受けるにあたり、何か特別提出が必要な書類はございますでしょうか。</p> <p>もし契約書の写し等が必要な場合、守秘義務のため提出が難しい場合がございます。その際は契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報(ホームページ画面抜粋等)をまとめた書類での代用は可能でしょうか。</p>	<p>契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
63	<p>弊社では、燃料費調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>市場価格調整単価については、問題ありません。契約書の内容については、落札決定後に協議させていただきます。</p>
64	<p>仕様書3に関して、「業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること」とありますが、事故等により電気の供給が停止した場合には、小売電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う関西電力送配電株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。仕様書3については、上記のとおりに対応でございいただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
65	<p>仕様書4(1)(ア)に関して、「必要な計量器、通信装置その他付属設備を設置する必要がある場合は、乙の財産とし、設置工事については、乙の負担とする」と記載がございいますが、お客様都合による改造等に係る経費につきましては、弊社が負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>工事負担金については、協議させていただきます。</p>
66	<p>仕様書4(1)(ウ)「乙の負担で撤去する」と記載がありますが、設備に関しては関西電力送配電株式会社のもとなりますので、貴社が負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>工事負担金については、協議させていただきます。</p>